0 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令(平成十年大蔵省令第百二十四号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後

欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

[八・九 略] たもの を除く。) に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名し	1 //-			官公署の証明書又はこれに代わる書面  六 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の	[一〜五 略] で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。	第四条 法第二百六十五条の八第二項に規定する内閣府令・財務省令(設立の認可の申請)	改正後
[八・九 同上]	定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したもの七「役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第四号の規はこれに代える書面	で復権を得ないもの で復権を得ないもの	半う関系去聿の整備等こ関する去聿(平戊十一年去聿第5五十一とみなされる者を含む。)、民法の一部を改正する法律の施行になされる者を含む。)、被保佐人(同条第二項において被保佐人	法律第百四十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみ六 役員が成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成十一年	[一~五 同上]	第四条 [同上] (設立の認可の申請)	改正前